

地域防災計画(原子力災害対策編)の主な修正ポイント

◎ 国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改定等を踏まえて修正

1 災害対策を重点的に実施すべき対象区域等の明確化

- ① 災害対策を重点的に実施すべき区域(即時避難区域(PAZ)、避難準備区域(UPZ))の設定 【第1章第3節】
- ② 即時避難区域(PAZ)、避難準備区域(UPZ)の対象範囲を市町村ごとに明確化 【第1章第3節】

2 緊急時モニタリング体制の見直し

- ① 国が統括する緊急時モニタリングに参画、なお、初動は県が主体となって実施 【第2章第10節、第3章第4節】
- ② 緊急時モニタリング計画の作成 【第2章第10節】

3 安定ヨウ素剤の配布体制の強化

- ① 安定ヨウ素剤の事前配布体制等の整備 【第2章第11節】
- ② 安定ヨウ素剤の予防服用の指示 【第3章第8節】

4 即時避難困難時の対応

- ① 放射線防護機能を備えた施設等の整備等の取組み 【第2章第12節】